

川崎市生活保護費返還金・徴収金に係る延滞金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市債権管理条例（平成25年10月8日条例第42号（以下「債権管理条例」という。））第6条に規定する延滞金の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(延滞金の支払義務)

第2条 生活保護費返還金・徴収金（以下「返還金等」という。）の納付義務者が、納期限までに返還金等を納付しないときは、その期限の翌日から返還金等を完納した日までの日数に応じ、債権管理条例第6条各項の規定により計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。

(延滞金割合の本則)

第3条 延滞金は、返還金等の額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。ただし、第4条に定める延滞金割合の特例の規定は本条の規定に優先して適用する。

(延滞金割合の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、令和4年1月1日以降の期間に係る延滞金割合については、当分の間、次のとおりとする。

各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(徴収方法)

第5条 延滞金の徴収方法は、次によるものとする。

- (1) 延滞金納付書による徴収
- (2) 区役所保護課職員（金銭取扱員）による徴収

(延滞金の返還金等への充当)

第6条 延滞金に過誤納金額が生じた場合においては、他に未納の返還金等がある限り返還金等に充当するものとする。この場合の返還金等とは、返還金等額が決定し納期限が未到来の返還金等額は含まないものとする。

(返還金等の延滞金への充当)

第7条 返還金等に過誤納金額が生じた場合において、未納返還金等に充当してもなお残額がある場合は、未納の確定延滞金額に充当するものとする。

(延滞金減免の要件)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に延滞金を減免することができる。

- (1) 返還金等の納期限の日において、納付義務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号（以下「法」という。））第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けている場合
- (2) 不当利得による返還金等（法第 63 条に基づく返還金、第 77 条の 2 に基づく徴収金及び戻入金が翌年度に繰り越された戻入繰越返還金）に係る債権について、弁済があった場合
- (3) 返還金等の徴収猶予をした場合
- (4) 滞納処分 of 執行停止をした場合
- (5) 換価の猶予をした場合
- (6) 財産の差押え又は担保の提供を受けた場合
- (7) 交付要求による交付を受けた金銭をその交付要求に係る返還金等の徴収に充てた場合
- (8) 上記各号に掲げる場合のほか、川崎市債権管理規則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 18 号）（以下「債権管理規則」という。））第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当する場合（延滞金減免の対象及び金額）

第 9 条 前条各号の規定により減免する場合、対象となる延滞金及び金額は次の各号に定めるものによる。

- (1) 前条第 1 号及び第 2 号による場合は、延滞金の全額を減免する。
- (2) 前条第 3 号の規定による場合は、当該猶予をした期間に対応する延滞金の全額とする。
- (3) 前条第 4 号の規定による場合は、停止をした期間に対応する延滞金の全額とする。
- (4) 前条第 5 号及び第 6 号の規定による場合は、当該猶予、差押え又は担保の提供がなされている期間に対応する延滞金割合を猶予特例基準割合とする。
- (5) 前条第 7 号の規定による場合は、交付要求を受けた執行機関が、強制換価手続きにおいて金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に対応する延滞金の全額とする。
- (6) 前条第 8 号の規定による場合は、納付することが困難であると認められる期間に対応する延滞金の全額とする。

（延滞金の減免申請）

第 10 条 第 8 条第 8 号の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書（債権管理規則第 5 号様式）の提出により申請するものとする。

2 前項の申請書には、減免を必要とする事実を証明する書類を添付しなければならない。

3 減免申請書は、各区役所保護課長までの決裁に付するものとする。

4 前項の決裁により、延滞金の減免又は減免しないことを決定したときは、延滞金減免決定通知書（債権管理規則第 6 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（延滞金減免の適用除外）

第 11 条 延滞金減免の決定において、既に納付した延滞金についての減免は行わないものとする。

（延滞金の消滅時効）

第 12 条 延滞金を徴収する権利は、未納返還金等が地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 条）第 236 条第 1 項の規定により時効となり消滅したときは、同時に消滅する。

2 返還金等の徴収権の消滅時効が中断し又は返還金等が納付されたときは、その中断又は納

付された返還金等にかかる延滞金の徴収権についても、その消滅時効が中断する。

- 3 延滞金の徴収権は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 条）第 236 条第 1 項の規定により 5 年間その権利を行使しないときは時効により消滅する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。